

新しい人権を考える

富山市立岩瀬中学校 濱谷一男

1 はじめに

人権の学習は、憲法の内容と必ず関連づけて学習することを基本的な姿勢としている。

また、次の点にも留意している。

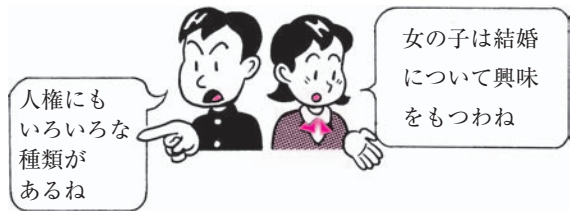
- ① 憲法に明確に規定されている人権については、その歴史的な背景や内容についての基礎的な知識をある程度覚えるまで学習を反復する。
- ② 新しい人権については、憲法のどの内容（条文）と関係しているかを考えさせながら学習を進める。また、できるだけ身近な生活場面や具体的な例によって思考するように指導する。

③ 題材や教材については、生徒が興味や関心をもちやすいものを使用する。

ただし、人権という内容の性質上、「おもしろい学習」にはならないことを生徒に指導する。

④ 社会科の授業時間だけでは学習しない。

（人権週間、生徒会・PTA諸行事等との関連性、人権に関する機関等からの協力）



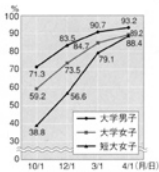
2. ひょうとうけん 平等権について考えよう



この前就職試験を受けた会社もだめだったわ。女子の就職はきびしいらしいの。



男子はけっこう決まってるみたいじゃない。女子はやっぱり不利なのかしら。



▲ ① 大学生・短大生の就職内定率の月別推移(1958年) <文部省資料>

男女共同参画社会基本法 （さむらいのり）
男女差別の解消や、社会のあらゆる活動へ女性が参加できる男女共同参画社会をめざして、1999年、男女共同参画社会基本法が成立しました。

■ この法が個人の職業や学業を追求する権利(第13条)、及ぼす平等(第44条)も平等権と考えられます。

男女平等はいま

これまで男性の職場と考えられていたところにも女性が進出するようになり、**就業者の約4割が女性**によってしめられるようになっていきました。雇用の男女平等を実現するため、1985(昭和60)年には**男女雇用機会均等法**が定められました。これにより、男女間の賃金格差、差別定年、配置差別が禁止されました。しかし、**不況**になると女子学生の就職難が話題になるように、**実質的な平等**はまだです。

平等権とは

国民は法のもとでは平等とされ、私たちはひとしく生きる権利(平等権)を憲法によって保障されています(第14条)。すべての国民は、人種、性別、社会的身分や家によって、政治的、経済的または社会的に差別されない権利を有しています。わが国では、**華族**その他の貴族の制度はみとめられません。家庭生活においても、**男女は平等**です(第24条)。もともと、不合理な差別が禁止されているのであって、**選抜試験**のような合理的な理由による差別は許されます。選挙の議員定数の配分も、一票の格差が不合理なまでに達していれば、**違憲**であるとされています。

やってみよう ~あなたならどうする?~

家族構成 お父さん(34歳)
お母さん(30歳)
長男 洋(6歳)
長女 若菜(3歳)



- お父さん：ごちそうさま。今日の夕食はおいしかったな。お母さんは料理の達人だ。
洋：ほんとだね。
お母さん：そんなにほめてもらってうれいわ。ところでお父さん、ちょっとお話があるの。
お父さん：なんたい急にあらたまった。
お母さん：実は、私もまた仕事をやりたいと思っているの。
お父さん：仕事？どうしてまたそんなこと言い出すんだい。生活が苦しいのかい。
お母さん：そういうことではないの。ただ、洋が生まれてからずっと家事だけをやってるでしょ。家事も楽しいけれど、働きにも行きたいの。以前やってた旅行関係の仕事にもう一度ついでみたいと思っているんだけど。
お父さん：そんなこと言っても、気もちはわかってないでもないけれど。家の仕事はどうなんだい。まだ若菜も3歳だよ。おまえの分も私ががんばってかき回してあげるから。家の仕事をやってもらえないかな。
お母さん：「
① お母さんの最後の言葉を考えて「」に入力してみよう。
② お母さんが仕事をやりたいということについて、あなたはどう考えますか。
③ ②について、グループのなかで話し合いをしてみよう。
④ ③で話し合った結果にもとづいて、グループで話のつづきを考えて演じてみよう。



2 学習の展開

平等権、自由権、社会権などの学習（帝国書院『中学生の公民（最新版）』p.96～117）が終わったあとに「新しい人権」についての学習を展開した。

(1) 事前学習

授業の前に、生徒たちにどのようなときに自分のプライバシーが侵害されたと感じたか、また、そのときの思いを学習シートに記入させておく。

例：自分の秘密が誰かに漏らされたとき。

業者などからダイレクトメールや電話連絡があり、自分の住所や電話番号、年齢などがわかってしまっているとき。
携帯電話・コンピュータや不正な情報が入っているとき。

(2) 「新しい人権」の学習過程

第1時 導入

身近な生活のなかでプライバシーが侵害されたと思う例を発表し、話し合う。



さやか：最近、私あてに予備校や家庭教師の案内のパンフレットが送られてくるのよ。

かずや：ぼくのところにもよくくるよ。どこかで情報が流されているんだね。

さやか：これはプライバシーの侵害でしょ。

かずや：プライバシーも人権になるのかな。

帝国書院『中学生の公民（最新版）』p.118

第1時 展開

○プライバシーを守る権利について考える。

柳美里さんの小説出版差し止め訴訟（2002年9月24日）やフライデー事件（1986年12月9日）などを事例とするプライバシーについての新聞資料を

配付し、話し合う。

<指導上の留意点>

- ・日本国憲法第13条の「すべての国民は個人として尊重される」の規定を根拠とする人格権として一般的に定着していること。
 - ・憲法第21条の「表現の自由」との関連で問題になったこと。
 - ・高度情報化社会になり、個人情報の管理について配慮しなければならない時代であること。
- その他の新しい人権について興味をもったものについて調べる。（次時へ）

例：肖像権、眺望権、日照権、環境権、知る権利、嫌煙権

第2時 その他の新しい人権について

新しい人権について調べたことを発表し、なぜ新しい人権が生まれてきたのか、その社会的背景について話し合う。

新しい人権のなかで、社会的に広く認められているものとそうでないものとを区別してみる。

<指導上の留意点>

- ・新しい人権のなかには、社会的にも法律の面でも認められている権利、社会的には認められているが裁判などでは認められていない権利などがあることに気づかせる。
- ・新しい人権が生まれる場合も、人間尊重に対する願いや思いがあることを確認する。



帝国書院『中学生の公民（最新版）』p.119

(3) 事後の学習

① 人権作文

事後においては、人権についての作文を書くように指導する。特に、「書く」という活動を通して個々の考えを深め発展させることを願っている。できるだけ意見発表会で取りあげた人権に関する作品応募などに出して意識の高揚を図る。

② 生徒なりの憲法・法律づくり

「新しい人権」のいくつかは、憲法第13条や第25条との関連で社会的に認められているが、自由権や平等権と同等と考えられる新しい人権については、現在または将来において、憲法のうえで新しい条文として規定されてもよいのではないかという意見がでてくる。

そこで、生徒に新しい人権を憲法に規定させるシミュレーションを行う。新しい人権が憲法に規定されるほど社会的に本当に認められているかどうか人権としての真価を考えさせることになる。なかには憲法に位置づけるのは適当ではなく、むしろ法律や規則として制定するのが妥当ではないか、生活上のマナーとして考えたほうがよいのではないかという内容のものもある。

これらの活動が人権について深く考える場となり、また憲法と人権とを見なおす機会になると考える。

(4) 評価の視点

「新しい人権」の学習において以下を評価の視点とした。

- ① 新しい人権は、社会の変化とともに生まれる背景が理解できたか。
- ② 身のまわりの人権について考え、人権を身近なものとしてとらえなおすことができたか。
- ③ 人権は、歴史的・社会的な背景とともに生まれ、常に努力によって維持できるものであることに気づいたか。

3 今後の課題

授業後、問題点・課題がでてきた。

(1) 新しい人権と義務・公共の福祉との関連性

「新しい人権」の授業をすると、今後ますますさまざまな人権が考えだされ、人々の生活が人権で埋めつくされてしまう時代が到来することを生徒たちは予測した。権利が生かされるために義務が果たされていることがたいせつな条件であることに目を向ける生徒たちの中には、義務こそもっと授業で学習する必要があることを指摘した。今回の授業では、新しい人権と義務や公共の福祉との関連性について深くは触れなかったが、人権学習の過程のなかで義務や公共の福祉をどのように扱うかを検討していく必要がある。

(2) 人権学習のむずかしさ

特に「新しい人権」の単元では、何でも人権になり得ると錯覚し、人権の乱用になりかねない事態が心配される。できるだけ人権学習にはその背景にある人の願いなどにもふれ、あたたかい気持ちをもった生徒の育成を常に意識して指導にあたりたい。そのためにも社会科以外の領域でも人権教育を展開していく必要がある。また、生徒の一部には、「煙草を吸う人たちの人権が嫌煙権という名のもとに侵害されているのではないか」という疑問をもつ生徒もいた。立場や時代の流れによって変異する人権意識に注意していきたい。

(3) 教材の開発

人権の学習をする際に、多くの場合、ある典型的な訴訟がその教材となる。訴訟は、その状況によって判決が異なったり、また、出た判決がその後の人権を考える指針となる。教材としては、興味をもち追求する際には効果的であるが、訴訟の中身を生徒に理解させるにはかなりの努力を要する。今後、授業を展開する際に、訴訟以外の教材で人権を学習する方法を考案したい。